年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和8年5月 27 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500672 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600030 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 31 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 59 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 31 万 5,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500658 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600029 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 61 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 18 年 12 月４日から平成 19 年 12 月 27 日まで

Ａ社に派遣登録をしてＢ社に勤務していた。厚生年金保険の加入条件を満たしていたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてＡ社（以下「請求対象事業所」という。）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求対象事業所は平成 21 年４月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主に文書照会を行ったものの、事業主からは回答を得られず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求対象事業所において、請求者の請求期間前後（平成 18 年１月１日から平成 21 年４月１日まで）に厚生年金保険被保険者記録がある同僚 29 名に文書照会したが、請求者と同様にＢ社に派遣されていたと回答する者はいるものの、請求対象事業所における厚生年金保険の取扱いについて、具体的な回答及び陳述は得られなかった。

さらに、請求対象事業所に係るオンライン記録の被保険者縦覧照会回答票において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間に、請求者の氏名は確認できず、整理番号は連番で払い出され、欠番もない。

加えて、請求者は、請求期間の給与明細書を保管していないと回答していることから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。